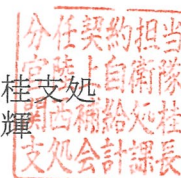


変更公告

分任契約担当官
陸上自衛隊関西補給処桂支処
会計課長 田尾 正輝



令和7年1月15日付公告第154号の一部を下記のとおり変更する。

記

仕様書の内容を添付のとおり変更する。

入札及び契約事項に関する問い合わせ先
京都市西京区川島六の坪（桂駐屯地）
陸上自衛隊 関西補給処桂支処 会計課 契約班 担当 中村
TEL (075) 381-2125 (内線515)
FAX (075) 381-8881

仕様書（規格等）及び現場確認に関する問合せ先
京都市西京区川島六の坪（桂駐屯地）
陸上自衛隊 関西補給処桂支処 管理課 補給班 担当 貞山（内線375）
陸上自衛隊 中部方面後方支援隊 第3科 担当 山下（内線238）

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		調達要求書番号	
品名 規格	桂駐屯地警備システム 監視カメラ交換・修理役務	仕様書番号	
		承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 年 月 日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	関西補給処桂支処総務部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「陸上自衛隊桂駐屯地警備システムカメラの交換・修理役務（以下“役務”という。）」について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001、GTL-CG-C000001による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS C 0920 電気機械器具の外郭による保護等級

JIS C 5381-1 低圧配電システムに接続するサージ防護デバイスの所要性能及び試験方法

NDS C 0002D 地上用電子機器通則

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001AA 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-C000001V 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

c) 法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号 最終改正 平成27年法律58号）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

- 桂駐屯地Hカメラの修理・交換及び警備システムの表示及び操作ができるようにする。
- 修理交換する機器等は、調達要領指定書によって指定する。
- 修理交換後の機能点検と既設システムの異常の有無は、試験調整等による確認を実施する。

2.2 役務履行期間及び作業時間

- 本役務の履行期間は、契約締結日の日から令和7年3月28日までとする。
- 作業可能時間は、原則として、平日にあたっては0830～1700の間とする
- 平日の1700以降及び土・日・祝日の作業を実施する場合は、契約担当官等と調整する。

2.3 役務実施場所

京都府京都市西京区川島六の坪 陸上自衛隊桂駐屯地内

2.4 一般事項

- a) 仕様書に明記されていない事項といえども、技術上当然必要とする事項については契約業者の責任において実施すること。
- b) 本役務において生じた破損箇所は、完全に修復すること。
- c) 駐屯地内における行動は、契約担当官等の指示による。
- d) 本役務を実施するにあたり疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議し、疑義の解決を得た後その指示に従うものとする。
- e) 検査合格後、施工上の欠陥によるものと思われる不具合の発生については、契約業者は、1年間その責を負うものとする。

3 品質保証

3.1 試験

契約の相手方は、本役務終了後検査官立会いによる機能試験を実施するものとし、正常に動作することを確認の上、引渡しを行うものとする。

3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

なお、検査は、作業完了時、契約側責任者が立会い、検査官の指示に従い完成検査を行う。

この際、不合格と判断された場合であっても、履行期間内に完成し再検査をうけるものとする。

4 役務に関する指示

4.1 使用器材・機器・消耗品

役務に必要な器材、機器及び消耗品は、構成品示す機材を除き、契約相手方が準備するものとする。また、契約相手方が使用する施工資材等の搬入場所等については、契約担当官等の指示する場所に搬入するものとする。

4.2 下請けの申請

a) 下請けの申請

契約書又は仕様書等において、特別に定めたほか、契約物品の全部又は主要部分の製造、組立、改造、回収、又は修理等（以下「製造等」という。）を第三者に請け負わせようとする場合、下請承認申請書を契約担当官等に提出し、承認を受けるものとする。様式は、別紙第2に示す。

b) 下請けの届出

契約物品の主要部分でない部分の製造等を第三者に請け負わせる場合は、表1に示す書類を契約担当官等に提出するものとする。

表1－提出書類

提出書類	数量	提出時期	提出先
下請承認申請（届出）書（承認書）	2部	申請の都度	契約担当官等

5 製品に関する要求

5.1 設計条件

本システムの設定条件は、原則として、NDS C0002Dの2.1によるほか、次による。

- a) 本システムは、1日24時間かつ、悪天候において使用するため、信頼性及び整備性に優れた設計であるものとする。
- b) 屋外に設置する機器は、防水（防雨）処置がなされ、自然環境に十分に耐え得るものとする。
- c) 日常の保守点検は、特殊用具を使用せず安全に実施できるものとする。
- e) 構成機器は、すべてユニット単位で構成され、万一の障害時に迅速に対応できるものとする。
- f) 既設の警備システムとの接続については、承認用図面による。

5.2 構成品

カメラコントローラー1台用
変換コンバータ（AHD/TVI→アナログ）

6 各種管理事項

6.1 安全管理及び火災予防

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は、契約担当官等の指示をうけるものとする。また、火災予防に万全を期すとともに、契約担当官等が指定している場所以外で喫煙、又は火気を取り扱ってはならない。

6.2 保全

保全は、次による。

- a) 駐屯地への立入りに際しては、当該駐屯地所定の立入り手続きを行うものとする。
- b) 駐屯地の中で作業を行う場合は、駐屯地内での行動（入門手続き、火気取扱い、作業用通路など）は、当該駐屯地等の規則及び駐屯地関係者の指示を遵守して行うものとし、作業地域以外への立入りを禁止する。尚、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続きを行うものとする。
- c) 契約相手方は、本契約の履行に当たり、直接又は間節に関わらず知り得た事項も管理に万全を期するとともに、別途利用その他への公表等は防衛相の承認なく行ってはならない。また、本契約終了後も同様とする。

7 その他の指示

7.1 契約担当官等の支援

契約の相手方は、据付及び調整において、契約担当官等の支援が必要な場合は、次の事項について支援を受けることができる。

- a) 据付及び調整に必要な関連機器などの保管
- b) 据付及び調整に関わる実施計画の作成
- c) 総合試験の実施
- d) その他、契約担当官が必要と認めた事項

7.2 駐屯地の電力及び水道使用に関すること

電力及び水道を必要とする場合、水道に関しては使用申請を提出し、許可を受けた後使用するものとし、電力に関しては原則として請負業者側で発電機を準備するものとする。なお、部隊側より供給する電力は及び水道は、有料として会計隊の指示に従い代価を支払うものとする。

- 7.3 仕様書に関する疑義を生じた場合は、契約担当官等の指示をうけるものとする。

調達要領指定書	調達要求番号	
	調達要求番号	
	作成部隊	関西補給処桂支処総務部
	作成年月日	
品名	陸上自衛隊桂駐屯地警備システムカメラの交換・修理役務	
仕様書番号		

指定事項

2.1 修理交換器材等

修理交換機器等は、表1による。

表1—修理交換等一覧

No.	機器名	規格	単位	数量
1	屋外クイックターンカメラ (AHD対応)	TCR3150	台	1
2	屋外カメラポール取付金具	YGU0550	台	1
3	屋外カメラ壁取付金具	YGU0570	台	1
4	ポール取付バンド	YGU0390	台	1
5	カメラコントローラ1台用	CMC0400	台	1
6	変換コンバータ (AHD/TVI→アナログ)	YFS0370	台	1